

平成 31 年度における裁判官の配置、裁判事務の分配、代理順  
序及び開廷日割

平成 31 年 1 月 1 日施行

平成 31 年 1 月 16 日施行

平成 31 年 3 月 1 日施行

平成 31 年 4 月 1 日施行

津家庭裁判所

	目	次
第1 本 庁		1
1 裁判官の配置		1
2 裁判事務の分配		1
3 2人以上の裁判官が担当する事件の分配等		5
4 代理順序		6
5 開廷日割		7
第2 支部及び出張所		8
1 松阪支部及び伊賀支部		8
2 四日市支部		8
3 伊勢支部		13
4 熊野支部		14
5 尾鷲出張所		15
第3 差戻事件		15
第4 所長の応急措置について		15

## 第1 本 庁

### 1 裁判官の配置

判 事	多見谷 寿 郎
判 事	加 藤 員 祥
判 事	鈴 木 幸 男
判 事	田 中 伸 一
判 事	平 手 一 男
判 事	石 川 真 紀 子
判 事	伊 藤 美 結 己
職権特例判事補	濱 口 紗 織
職権特例判事補	佃 良 平
職権特例判事補	柴 田 裕 美
職権特例判事補	檀 上 信 介
判 事 補	山 川 勇 人
判 事 補	樋 口 瑠 惟
判 事 補	志 摩 祐 介 (代行)

### 2 裁判事務の分配

#### (1) 家事事件

##### ア 家事事件手続法別表第一の審判事件

###### (ア) 別紙1の事件

判 事 多見谷 寿 郎

(イ) 後見等開始事件、後見人等監督、報酬付与、その他後見等開始後の事件（いずれも未成年後見事件、任意後見事件を含む。）

判 事 多見谷 寿 郎 (1 / 2)

判 事 加 藤 員 祥 (1 / 2)

###### (ウ) (ア)及び(イ)以外の事件

判　　事　　加　藤　員　祥

イ　家事事件手続法別表第二の審判事件

(ア) エの(ア)から審判移行した事件

判　　事　　多見谷　寿　郎

(イ) (ア)を除く事件

判　　事　　加　藤　員　祥

ウ　審判前の保全処分事件

本案事件を担当する裁判官

エ　家事事件手続法別表第二の調停事件

(ア) 夫婦関係調整調停事件が先行する婚姻費用分担調停事件

先行事件を担当する裁判官

(イ) (ア)を除く事件

判　　事　　加　藤　員　祥

オ　エ以外の調停事件（カ及びキの事件を除く。）

判　　事　　多見谷　寿　郎（1／4）

判　　事　　加　藤　員　祥（3／4）

なお、同一当事者間においてエ及びオの両事件が係属するときは、先に係属した事件の配てんを受けた裁判官が後に係属した事件も担当することができる。ただし、これにより判事多見谷寿郎が担当することとなったエの(ア)を除いた事件が審判に移行すると見込まれるに至ったときは、当該エ及びオの両事件を判事加藤員祥に配てん替えする。

カ　家事再審事件

判　　事　　加　藤　員　祥

キ　地方裁判所の決定により家事調停に付された事件

地方裁判所で当該事件を担当した裁判官又は判事多見谷寿郎

ク　人事訴訟事件、通常訴訟事件及びこれらに関する再審事件

判 事 加 藤 員 祥 (1/2)  
判 事 伊 藤 美結己 (1/2)

ケ クの事件で家事調停に付された事件

当該訴訟又は再審事件を担当した裁判官

コ 保全命令事件

判 事 加 藤 員 祥

サ 保全異議事件及び保全取消事件

判 事 鈴 木 幸 男

シ 訴え提起前の証拠収集処分事件

判 事 加 藤 員 祥

ス 「児童虐待の防止等に関する法律」に基づく雑事件（臨検捜索許可状に  
係る事件）

(ア) 勤務時間内

判 事 加 藤 員 祥

(イ) 勤務時間外及び休日

別に定める「津地方・家庭裁判所及び津簡易裁判所における勤務時  
間外の令状等請求事件の分担及び処理に関する定め」に従って取り扱  
う。

セ 共助事件及び雑事件（ウ、サ、シ及びスの事件を除く。）

判 事 加 藤 員 祥

ソ 合議事件

裁 判 長	判 事	多見谷 寿 郎
	判 事	加 藤 員 祥
	判 事	鈴 木 幸 男
	判 事	石 川 真紀子
	判 事	伊 藤 美結己

職権特例判事補 佃 良平  
判事補 樋口瑠惟

なお、合議構成については、所属裁判官の協議による。

(2) 少年事件

ア 少年保護事件

(ア) 身柄事件

判事 平手一男 (2/8)  
職権特例判事補 濱口紗織 (3/8)  
職権特例判事補 檀上信介 (3/8)

(イ) 在宅事件

a 道路交通法違反事件、業務上過失致死傷事件、過失運転致死傷事件  
及び簡易送致事件

職権特例判事補 檀上信介

b a以外の事件

判事 田中伸一 (1/8)  
判事 平手一男 (1/8)  
職権特例判事補 濱口紗織 (3/8)  
職権特例判事補 檀上信介 (3/8)

イ 準少年保護事件

職権特例判事補 檀上信介

ただし、基本事件を担当した裁判官がいるときには、職権特例判事補檀上信介とその裁判官が協議の上、その裁判官の分配とすることができる。

ウ 共助事件及び雑事件（カの事件を除く。）

職権特例判事補 檀上信介

エ 合議事件（観護措置決定（観護措置更新決定を含む。）に対する異議申立及び準抗告事件（熊野支部の異議申立及び準抗告事件を含む。）を含む。）

裁 判 長 判 事 田 中 伸 一  
判 事 平 手 一 男  
職 権 特 例 判 事 補 濱 口 紗 織  
職 権 特 例 判 事 補 檀 上 信 介  
判 事 補 樋 口 瑠 惟  
判 事 補 志 摩 祐 介 (代行)

なお、合議構成については、所属裁判官の協議による。

- オ 更生保護法第52条第1項の規定による特別遵守事項の設定又は変更に関する意見は、原裁判担当裁判官が担当する。ただし、その裁判官が転補等により担当することができない場合は、後任の裁判官が担当する。  
カ 観護措置並びに令状及びその他令状に付隨する事件 ((1)スの事件を除く。)

(ア) 勤務時間内

職 権 特 例 判 事 補 檀 上 信 介

(イ) 勤務時間外及び休日

別に定める「津地方・家庭裁判所及び津簡易裁判所における勤務時間外の令状等請求事件の分担及び処理に関する定め」に従って取り扱う。

3 2人以上の裁判官が担当する事件の分配等

- (1) 2人以上の裁判官が担当すべき事件の分配は、事件種類別に、受付順に従ってを行い、年度更新をしない。ただし、再審事件は、基本事件を処理した裁判官があるときは、その裁判官に分配する。
- (2) 裁判官の病気、長期出張等の事由により一時的に担当事件の処理に支障を生じる場合には、所長及び副所長が指定する2名の裁判官の協議により、当該裁判官に対する事件の全部若しくは一部の分配を停止し、又は分配済みの事件の全部若しくは一部を他の裁判官に配てん替えすることができる。
- (3) (2)による事件の分配の停止等の理由となった事由がやんだときは、所長及

び所長が指定する2名の裁判官の協議により、負担の調整のため、事件の分配、配てん替えについて必要な措置を執ることができる。

#### 4 代理順序

##### (1) 裁判長に差し支えのある場合

上席者をもって裁判長とする。

##### (2) 裁判官に差し支えのある場合

ア 2の(1)及び(2)において、2人以上の裁判官に分配する事件については、

それらの担当裁判官が適宜代理する。

イ アにより代理する裁判官に差し支えのあるとき、又はア以外の事件について担当裁判官に差し支えのあるときは、次の順序により代理する。

##### (ア) 家事事件

判 事 加 藤 員 祥

判 事 石 川 真紀子

判 事 伊 藤 美結己

職権特例判事補 佃 良 平

判 事 鈴 木 幸 男

判 事 多見谷 寿 郎

##### (イ) 少年事件

職権特例判事補 檀 上 信 介

職権特例判事補 濱 口 紗 織

判 事 平 手 一 男

判 事 田 中 伸 一

判 事 補 樋 口 瑠 惟

判 事 補 志 摩 祐 介 (代行)

ウ イにより代理する裁判官に差し支えのあるときは、家事事件についてはイ(イ)の順序により、少年事件についてはイ(ア)の順序により代理する。

エ ウにより代理する裁判官に差し支えのあるときは、各支部の裁判官がその都度定めるところにより代理する。

## 5 開廷日割

(1) 合議事件	伊 藤 裁 判 官	隨時
(2) 一人制事件	伊 藤 裁 判 官	月，火
	加 藤 裁 判 官	水，金

## 第2 支部及び出張所

### 1 松阪支部及び伊賀支部

裁判官の配置、裁判事務の分配、開廷日割及び代理順序

序名	裁判官の配置	裁 判 務 事務の分配	開廷日割	代 理 順 序
松 阪	判事 宮 本 浩 治	全 部 (ただし、次行記載の事件は10分の3)	月、水	(填) 判事 山崎雄大(てん補日に限る。) 判事 田中伸一
	(填) 判事 山崎雄大	別紙2の事件(10分の7)	火、金(隔週)	判事 宮本浩治
伊 賀	判事 小川貴寛	全 部 (ただし、次行記載の事件は除く。)	月、火、水 木、金	判事 平手一男
	(填) 職権特例判事補檀上信介	別紙3の事件	月	判事 小川貴寛

### 2 四日市支部

#### (1) 裁判官の配置

判 事 後藤眞知子

判 事 渡辺 諭

判 事 村瀬 恵

(填) 職権特例判事補濱口紗織

判 事 津 田 裕

職権特例判事補 山 中 仁 美

職権特例判事補 島 添 聰一郎

(2) 裁判事務の分配

ア 家事事件

(ア) 家事審判事件

a 家事事件手続法別表第一の審判事件

(a) 後見等開始事件、後見等監督、報酬付与、その他後見等開始後の事件（いずれも未成年後見事件、任意後見事件を含む。）

判 事 後 藤 真知子 (1/3)

判 事 村 瀬 恵 (1/3)

職権特例判事補 島 添 聰一郎 (1/3)

(b) 子の氏の変更についての許可事件、遺言の確認事件、遺言書の検認事件

判 事 後 藤 真知子

(c) 別紙4の事件

判 事 渡 辺 諭

(d) 別紙5の事件

職権特例判事補 島 添 聰一郎

(e) 氏の変更許可事件、名の変更許可事件

(填) 職権特例判事補 濱 口 紗 織

(f) (a)ないし(e)以外の事件

判 事 渡 辺 諭

b 家事事件手続法別表第二の審判事件 ((イ)なお書きの審判移行事件を除く。)

職権特例判事補 島 添 聰一郎

(イ) 家事調停事件 ((ウ)及び(オ)の事件を除く。)

a 家事事件手続法別表第二の調停事件

職権特例判事補 山 中 仁 美 (1／3)

職権特例判事補 島 添 聰一郎 (2／3)

b a 以外の事件

判 事 後 藤 眞知子 (1／3)

職権特例判事補 山 中 仁 美 (1／3)

職権特例判事補 島 添 聰一郎 (1／3)

なお、調停が審判移行した場合には、調停を担当していた裁判官が移行後の審判事件を担当する。また、判事後藤眞知子が担当する b の事件と同一の当事者間において a の事件が係属するときは、判事後藤眞知子が担当する b の事件を同一の当事者間における a の事件が係属する担当係に配てん替えする

(ウ) 地方裁判所の決定により家事調停に付された事件

地方裁判所で当該事件を担当した裁判官又は判

事後藤眞知子

(エ) 人事訴訟事件、通常訴訟事件及び民事再審事件

職権特例判事補 島 添 聰一郎

(オ) (エ)の事件で家事調停に付された事件

職権特例判事補 島 添 聰一郎

(カ) 保全命令事件

職権特例判事補 島 添 聰一郎

なお、本案係属後に申立てのあった保全命令事件については、本案担当裁判官が担当する。

(キ) 保全異議事件及び保全取消事件

判 事 渡 辺 諭

(ク) 合議事件

裁判長 判事 後藤 真知子  
判事 渡辺 諭  
判事 村瀬 恵  
(墳) 職権特例判事補 濱口 紗織  
判事 津田 裕  
職権特例判事補 山中 仁美  
職権特例判事補 島添 聰一郎

なお、合議構成については、所属裁判官の協議による。

(ケ) 前記各号に掲げる事件以外の事件（「児童虐待の防止等に関する法律」に基づく臨検捜索許可状に係る事件を含む。）

職権特例判事補 島添 聰一郎

イ 少年事件

(ア) 少年保護事件

a 身柄事件

判事 後藤 真知子 (1/2)  
職権特例判事補 山中 仁美 (1/2)

b 在宅事件

(a) 道路交通法違反事件、過失運転致死傷事件及び簡易送致事件

職権特例判事補 山中 仁美

(b) (a)以外の事件

判事 後藤 真知子 (1/2)  
職権特例判事補 山中 仁美 (1/2)

(イ) 準少年保護事件

判事 後藤 真知子 (1/2)  
職権特例判事補 山中 仁美 (1/2)

(ウ) 共助事件

職権特例判事補 山 中 仁 美

(エ) 合議事件（観護措置決定（観護措置更新決定を含む。）に対する異議  
申立事件及び準抗告事件を含む。）

裁 判 長 判 事 後 藤 真知子

判 事 渡 辺 諭

判 事 村 瀬 恵

（墳）職権特例判事補 濱 口 紗 織

判 事 津 田 裕

職権特例判事補 山 中 仁 美

職権特例判事補 島 添 聰一郎

なお、合議構成については、所属裁判官の協議による。

(オ) 更生保護法第52条第1項の規定による特別遵守事項の設定又は変更  
に関する意見は、原裁判担当裁判官が担当する。ただし、その裁判官が  
転補等により担当することができない場合は、後任の裁判官が担当す  
る。

(カ) 観護措置並びに令状及び令状に付隨する事件（「児童虐待の防止等に  
関する法律」に基づく臨検捜索許可状に係る事件を除く。）

a 判事後藤真知子が担当する事件に係るもの

判 事 後 藤 真知子

b a 以外の事件

職権特例判事補 山 中 仁 美

(キ) 前記各号に掲げる事件以外の事件

職権特例判事補 山 中 仁 美

(3) 代理順序

ア 裁判長に差し支えのある場合

上席者をもって裁判長とする。

イ 裁判官に差し支えのある場合

(ア) 他の裁判官が適宜代理する。

(イ) (ア)の場合において他の裁判官が代理することができないときは、本庁の裁判官がその都度定めるところにより代理する。

(4) 開廷日割

ア 合議事件

水

イ 一人制事件

島添裁判官

月，水，金

3 伊勢支部

(1) 裁判官の配置

判 事 伊 藤 康 博

判 事 山 崎 雄 大

(2) 裁判事務の分配

ア 家事審判事件

(ア) 家事事件手続法別表第一の審判事件

(a) 後見人等監督、報酬付与、その他後見等開始後の事件（いずれも未成年後見事件、任意後見事件を含む。）各2分の1並びに財産管理事件及びこれに付随する事件

判 事 伊 藤 康 博

(b) (a)以外の事件

判 事 山 崎 雄 大

(イ) 家事事件手続法別表第二の審判事件

(a) 家事事件手続法別表第二の調停事件から審判移行した事件

当該調停事件を担当した裁判官

(b) (a)以外の事件

判 事 伊 藤 康 博

イ 審判前の保全処分事件（別表第二の審判事件を本案とするものを除く。）

判事 山崎雄大

ウ 保全命令事件

判事 山崎雄大

エ 訴え提起前の証拠収集処分事件

判事 山崎雄大

オ 「児童虐待の防止等に関する法律」に基づく臨検捜索許可状に係る事件

判事 山崎雄大

カ 家事調停事件（人事訴訟事件、通常訴訟事件及びこれらに関する再審事件で家事調停に付された事件を除く。）

判事 伊藤康博（2／3）

判事 山崎雄大（1／3）

キ 前記各号に掲げる事件以外の事件

判事 伊藤康博

#### (3) 代理順序

ア 他の裁判官が代理する。

イ アの場合において他の裁判官が代理することができないときは、本庁の裁判官がその都度定めるところにより代理する。

#### (4) 開廷日割

伊藤裁判官 月、火、木、金

### 4 熊野支部

裁判官の配置、裁判事務の分配、開廷日割及び代理順序

庁名	裁判官の配置	裁判事務の分配	開廷日割	代理順序
熊野	判事 石原和孝	全部	月、火、木	職権特例判事補 佃良平

### 5 尾鷲出張所

裁判官の配置、裁判事務の分配、開廷日割及び代理順序

庁名	裁判官の配置	裁判事務の分配	開廷日割	代理順序
尾鷲	判事 石原和孝	全部	水、金(第2)	職権特例判事補 佃良平

6 各支部及び尾鷲出張所において代理順序により定められた裁判官に差し支えのあるときは本庁の裁判官が、本庁の裁判官に差し支えのあるときは他の支部の裁判官が、その都度定めるところにより代理する。

### 第3 差戻事件（支部、出張所を含む。）

判事 加藤員祥

ただし、判事加藤員祥に差し支えがあるときは、判事伊藤美結己が担当する。

### 第4 所長の応急措置について

上記の定めにより難い事務の分配について緊急の事情がある場合は、所長において応急の措置を講ずることができる。

(別紙1)

- 1 保護者の選任等事件
- 2 相続の承認又は放棄をすべき期間の伸長事件
- 3 相続の放棄及び同取消しの申述受理事件
- 4 限定承認及び同取消しの申述受理事件
- 5 遺言書の検認事件
- 6 遺言の確認事件
- 7 特別代理人選任（利益相反）事件
- 8 氏の変更許可事件
- 9 名の変更許可事件

以 上

(別紙2)

- 1 子の氏の変更許可事件
- 2 氏の変更許可事件
- 3 名の変更許可事件
- 4 相続放棄の申述受理事件
- 5 相続放棄をすべき期間の伸長事件
- 6 限定承認申述受理事件
- 7 遺言書の検認事件
- 8 死後離縁許可事件
- 9 特別代理人選任事件
- 10 扶養義務者の指定事件

以 上

(別紙3)

- 1 子の氏の変更許可事件
- 2 相続放棄の申述受理事件
- 3 相続放棄をすべき期間の伸長事件
- 4 限定承認申述受理事件

5 特別

代理人選任事件以 上

(別紙4)

- 1 不在者の財産の管理に関する処分事件
- 2 夫婦財産契約による財産の管理者の変更等事件
- 3 相続財産の不存在の場合における相続財産の管理に関する処分事件
- 4 相続人の不存在の場合における鑑定人の選任事件
- 5 特別縁故者に対する相続財産の分与事件
- 6 戸籍事件についての市町村長の処分に対する不服事件（戸籍法）
- 7 施設への入所等についての許可事件（生活保護法等）
- 8 破産手続が開始された場合における夫婦財産契約による財産の管理者の変更等事件（破産法）
- 9 親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失事件（破産法）
- 10 破産手続における相続の放棄の承認についての申述の受理事件（破産法）

以上

(別紙 5 )

- 1 親権喪失、親権停止又は管理権喪失事件
- 2 親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消し事件
- 3 親権又は管理権を辞し、又は回復するについての許可事件
- 4 推定相続人の廃除事件
- 5 推定相続人の廃除の審判の取消し事件
- 6 推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分事件
- 7 都道府県の措置についての承認事件（児童福祉法）
- 8 都道府県の措置の期間の更新についての承認事件（児童福祉法）

以 上

## 平成31年度における司法行政事務の代理順序

平成31年 1月 1日施行

平成31年 4月 1日施行

津家庭裁判所

## 1 本庁

所長に差し支えのあるときにおける司法行政事務は、次の裁判官が順次代理する。

判	事	鈴	木	幸	男
判	事	田	中	伸	一

## 2 松阪支部

支部長に差し支えのあるときにおける司法行政事務は、次の裁判官が順次代理する。

判	事	田	中	伸	一
判	事	鈴	木	幸	男

## 3 伊賀支部

支部長に差し支えのあるときにおける司法行政事務は、次の裁判官が順次代理する。

判	事	平	手	一	男
判	事	石	川	真	紀子

## 4 四日市支部

支部長に差し支えのあるときにおける司法行政事務は、次の裁判官が順次代理する。

判	事	渡	辺	諭
判	事	村	瀬	恵

## 5 伊勢支部

支部長に差し支えのあるときにおける司法行政事務は、次の裁判官が順次代理する。

判	事	鈴	木	幸	男
判	事	田	中	伸	一

## 6 熊野支部

支部長に差し支えのあるときにおける司法行政事務は、次の裁判官が順次代理する。

判	事	石	川	真	紀	子
判	事	平	手	一	男	

平成 31 年度

津地方・家庭裁判所及び津簡易裁判所における勤務時間外の令  
状等請求事件の分担及び処理に関する定め

平成 31 年 1 月 1 日施行

平成 31 年 1 月 16 日施行

平成 31 年 3 月 1 日施行

平成 31 年 3 月 25 日施行

平成 31 年 4 月 1 日施行

津 地 方 裁 判 所

津 家 庭 裁 判 所

## 1 勤務時間外の担当裁判官

次の事件等について、津地方・家庭裁判所及び同裁判所の各支部及び津地方裁判所管内の各簡易裁判所（津地方・家庭裁判所熊野支部、熊野簡易裁判所及び尾鷲簡易裁判所を除く。）の裁判官は、別に定める「熊野支部を除く勤務時間外における裁判官の令状当番等に関する申合せ」（以下「令状当番申合せ」という。）に基づく分担に従い、津簡易裁判所名義をもって、それぞれ当番制により処理する。

ただし、簡易裁判所辞令のない裁判官にあっては、津地方裁判所名義をもって処理する。

- (1) 平日の午後5時から翌日の午前8時30分までに受理した令状請求事件
- (2) 休日の午前8時30分から翌平日の午前8時30分までに受理した
  - ア 令状請求事件
  - イ 勾留に関する処分事件
- (3) (1)及び(2)に付随する事件等

## 2 当番裁判官が処理できないときの担当裁判官

以下の事件を処理するときは、別表1及び2記載の裁判官が、令状当番申合せで定める順番により処理する。

- (1) 地方裁判所で処理する令状請求事件、勾留に関する処分事件及びその他令状に付随する雑事件等（被疑者国選弁護人選任に係る事務並びに医療観察法事件に基づく鑑定入院命令に係る事務及び連戻状に係る事務を含む。）  
別表1に記載の裁判官が担当する。ただし、各裁判官に差し支えのあるときは、多見谷寿郎裁判官が担当する。
- (2) 家庭裁判所で処理する「児童虐待の防止等に関する法律」に基づく雑事件（臨検捜索許可状に係る事件）及び観護措置並びに令状及びその他令状に付随する事件  
別表1に記載の裁判官が担当する。ただし、各裁判官に差し支えのあるときは、多見谷寿郎裁判官が担当する。
- (3) 津簡易裁判所で処理する令状請求事件、勾留に関する処分事件及びその他令状に付随する事件等（被疑者国選弁護人選任に係る事務を含む。）

別表2に記載の裁判官が担当する。

- 3 津を除く管内簡易裁判所における被疑者国選弁護人選任に係る事務を勤務時間外に処理する必要がある場合には、前記2(3)に定める当番裁判官が当該簡易裁判所の裁判官として処理する。

別表 1

判 事	後 藤 真知子, 鈴 木 幸 男, 加 藤 員 祥, 田 中 伸 一, 平 手 一 男, 石 川 真 紀 子, 伊 藤 美 結 己, 渡 辺 諭, 伊 藤 康 博, 小 川 貴 寛, 宮 本 浩 治, 村 瀬 恵, 山 崎 雄 大, 津 田 裕
職權特例判事補	濱 口 紗 織, 佃 良 平, 山 中 仁 美, 檀 上 信 介, 島 添 聰 一 郎
判 事 補	樋 口 瑞 惟, 志 摩 祐 介

別表 2

津簡易裁判所	鈴 木 幸 男, 加 藤 員 祥, 田 中 伸 一, 平 手 一 男, 石 川 真 紀 子, 伊 藤 美 結 己, 濱 口 紗 織, 佃 良 平, 檀 上 信 介, 大 西 金 藏, 鵜 飼 伸 洋
鈴鹿簡易裁判所	立 川 唱 寛
松阪簡易裁判所	宮 本 浩 治
伊賀簡易裁判所	小 川 貴 寛, 山 下 雅 資
四日市簡易裁判所	後 藤 真知子, 渡 辺 諭, 村 瀬 恵, 津 田 裕, 山 中 仁 美, 島 添 聰 一 郎, 永 井 俊 男
桑名簡易裁判所	久 保 則 昭
伊勢簡易裁判所	伊 藤 康 博, 山 崎 雄 大, 山 本 泰 博